

令和7年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務

2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト「ひろしまユニコーン10」（以下、「本プロジェクト」という。）を令和4年3月にスタートさせた。本プロジェクトは、広島から世界に伍するスタートアップ企業等を生み出していくことで、東京一極集中の流れを変えることにつなげるとともに、こうした企業の成長がロールモデルとなり、広島から、世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等が次々と生まれ集積する好循環を生み出し、広島県において「挑戦することが当たり前の土壌づくりや文化の醸成」を目的としている。

本業務では、本プロジェクトの目的達成のため、広島から世界に大きく急成長することを志す県内外（海外も含む）のスタートアップ企業等を集積させ、企業のニーズや成長段階に合わせた支援を実施するとともに、企業の成長に必要な支援者や、支援者ネットワーク等に繋げることによって、その挑戦を後押しする。

3 定義

本仕様書で使用する用語の定義については次のとおりとする。

（1）ユニコーン企業

企業の時価総額が10億ドルを超え、急成長を目指す企業を指す。（一般的なユニコーン企業の定義である、「創業10年以内」「未上場」「テック系企業」に限定しない。）

（2）スタートアップ企業等

新しいビジネスモデルにより急成長を志す企業・個人事業主。創業年数・分野を問わず、既存企業のカーブアウトやアトツギベンチャーのような第二創業や、高等教育機関等において研究シーズ（まだ事業化していない技術・サービス等）段階にあるものも含む。

なお、広島県が主に支援する企業（以下、支援対象企業という。）は、広島県内に拠点がある企業、又は県内に拠点を移す予定がある企業とする。

(3) シード企業

創業前後、プロダクトのリリースに向けた準備段階のスタートアップ企業等をいう。

(4) アーリー企業

プロダクトやサービスは開発済、市場拡大に向けて取り組んでいる段階のスタートアップ企業等をいう。

(5) ディープテック領域

専門性の高い研究開発型事業のスタートアップ企業等をいう。

4 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日とする。

5 委託業務内容

本仕様書の他、これから公募プロポーザル審査により選定される事業者が提出する「令和7年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務提案書」に定める内容を基本とし、県と協議の上、次の(1)から(3)に掲げる委託業務の全てに係る設計・実施・管理・運営を行うこと。

また、各業務については、本業務の目的及び事業目標を達成するための業務目標(例)(※1)及びKPI等を提案時に示すとともに、委託契約締結後において県との協議を経て確定した業務目標及びKPI等について定期的(月1回以上、報告はデータの提出に加え、対面又はオンラインミーティングを想定)に進捗状況を県へ報告すること。

なお、実施内容については県と協議の上、適宜変更可能とするが、実施内容・スケジュール等を変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

(※1)【業務目標(例)】

- ・プログラムへの応募者数 50社
- ・各社がプログラムを通じ企業やVCなどと接点を持った数 1社あたり5件
- ・プログラム修了時点で投資家及び大企業との面談継続見込み数 1社あたり3件
- ・プログラムのNPSスコア 70
- ・成果発表会の参加者数(オンライン含む。)200名以上

(1) アクセラレーションプログラムの運営

広島からユニコーンのような急成長を志す企業を対象に、個社のニーズや成長段階に沿って効果的に成長を支援するプログラムの企画・運営及び支援対象企業へのサポートを行うこと。具体的なプログラムの企画、運営方法、サポート手法、スケジュール、K P I 等は、次の諸条件を考慮の上、自由に提案するものとする。

ア プログラムの企画・運営

- ・プログラム名は「HIROSHIMA UNICORN 10 STARTUP ACCELERATION 2025」とし、令和4～6年度で実施したプログラムと関連するシリーズであると認識されるプログラムとなるよう、意識して企画すること。
- ・プログラムにおいて選定する企業は、具体的なプロダクトやサービス等を持っている段階以上を対象とし、急成長するための最適な支援を提供するために、募集コースを分けるとともに、対象企業のニーズや成長フェーズに応じた支援内容をコース別に設定するなど、効果的な支援となるよう工夫すること。
- ・採択企業数については10社（うち広島に拠点を置く採択企業が8社以上を想定。）を原則とすること。

(コース分け及び支援内容の例)

(ア) シード企業フェーズ

- ・専属メンターによる個社メンタリングを中心とした事業支援。

(イ) アーリー企業以上フェーズ

- ・採択企業の要望に応じて事業会社や金融機関、投資家等へのマッチング先への営業活動についての支援。（例えば、個社ごとに専門的な事業内容まで説明できる専属専門員をつけ、企業の売り込み等を支援するなど。）

(ウ) ディープテック領域

- ・県内大学発ベンチャーに特化した専門的な支援。（知財取得や治験の推進に関わる支援、研究開発領域と親和性の高い専門家や事業会社の R&D 部門との繋ぎなどを想定。）

イ プログラムの成果発表会

- ・本プログラムの成果発表会は、採択企業の成果及び本プロジェクトの取組を発

信することで、本県全体のスタートアップ推進における機運を醸成するとともに、県内支援者の参画を促し、県内外に「本プロジェクトをオール広島で取り組んでいること」を浸透させるようなものとする。

- ・メディア、投資家等呼び込み、少なくとも 150 人以上がリアルで集まる規模で開催することや他の県事業の成果発表会と合同で実施することなどを想定しているが、実現可能な手法かつ、実施内容や集客する対象など具体的な内容を検討し、提案に含めること。
- ・オンライン配信を同時に開催し、かつアーカイブ用動画を記録し「ひろしまユニコーン 10」プロジェクトの公式 YouTube に掲載すること。
- ・成果発表会では審査員を定め、取組内容に対して審査し採択企業の中から最優秀賞、優秀賞を選ぶこと。

ウ プログラムに関する告知・集客・プレスリリース等

- ・プログラムの活動内容及び各種イベント（公募説明会、マッチングイベント、成果発表会等）について、開催の 3 週間前までにプレスリリースを実施するとともに、効果的な方法で告知、集客活動を行うこと。
- ・別で委託を予定している「ひろしまユニコーン 10」マーケティング・コミュニケーション業務の受託者と連携すること。

エ 採択企業の審査・評価について

県から提示する審査項目や評価基準に基づき、スタートアップ企業等の目利き判断ができる専門家（※2）により（1）アクセラレーションプログラムの申込企業から採択企業を決定するための審査・評価を行うこと。

なお、最終審査の段階では最終審査に通過した申込企業と面接審査を行うこと（オンライン可）。

（※2）専門家については、次の実績を持つものを想定。

- ・過去にユニコーン企業の経営を生み出したことのある経営者・起業家等
- ・過去にユニコーン企業を支援したことがある、VC・CVC等
- ・事業のシーズとなる研究開発や技術領域についての見識がある大学教授、研究者等
- ・事業の新規性、市場性、潮流を読み解く見識があるメディア関係者、リサーチャー等

また、受託者は採択企業ごとにユニコーン企業に成長するまでのロードマップを整理した上で、本業務での支援計画を策定し、採択企業決定後 1 か月以内に県に提出すること。

オ マッチング、オープンイノベーション等に資するイベントの参加

- ・県内におけるスタートアップ企業等を支援する機関、施設等と連携し、年に 2 回以上、採択企業が県内企業等との協業を促進できるイベントに出展、または参加できるようイベント事務局と連絡調整を行うこと。（以下記載のイベントを想定。）。

（想定イベント：令和 6 年度実績）

Hi!HIROSHIMA（令和 6 年 10 月 10 日～12 日）

TSUNAGU 広島 2024（令和 6 年 11 月 19 日、20 日）

なお、上記想定イベントやその他イベント等との連携が困難である場合は、採択企業が県内企業等との協業を促進できるイベントを企画し開催すること。

カ 国内外 V C 及び協業先企業向けマッチングイベントの開催

採択企業と国内外 V C 及び協業先企業等とのマッチングを目的とした首都圏でのピッチイベントを、年 1 回以上企画・運営すること。

また、アクセラレーションプログラムの採択企業以外で、別途、県から指定する企業についても支援対象者に含めること。

なお、ピッチイベントに採択企業が参加する場合、往復 3 万円を超える交通費に対しては 1 社あたり 1 回につき 2 万円を採択企業に支給すること。

キ エリアコーディネーターの設置

本プロジェクトに関する告知や、県内企業・関係団体等との調整などに直接当たるエリアコーディネーターを設置し、県内のユニコーン候補企業の発掘・成長支援を効果的に実施する体制を整え運用すること（メンバー及び実施する体制と運用の流れを提案書に示すこと。）。

【エリアコーディネーターの業務】

年間 70 日以上、広島県内において、県内スタートアップ企業等からの問い合わせ対応や、県内支援機関、関係団体への訪問、県内にて開催されるスタートアップ

プ関連イベントへの参加等を通じて、本プロジェクトに関心を示す企業の発掘、イベント等の告知活動を行うこと。なお、エリアコーディネーターの業務について、その他事業目的に資する業務があれば、提案に追加してもよい。担当する者は基本的には固定が望ましいが、タイミングに応じて別の者が業務にあたる方が効率的かつ効果的な場合は、その限りではない。また、外部専門メンター等を活用する場合は、県と協議すること。

(2) スタートアップ・企業情報のリスト作成及び管理

県内における、本プロジェクトの支援対象となりうるスタートアップ企業等に対して、将来ユニコーン企業候補となりうる素質と志を持つ企業をリスト化し県へ提出すること。具体的には、(1) のアクセラレーションプログラムにより採択した企業、これまで県の事業において支援した企業、その他個別支援した支援対象企業のほか、広島県内企業へのヒアリング等による調査、資金調達額や企業価値についての情報収集など、対象企業を幅広く発掘するため自発的に取り組むこと。なお、リスト化した企業情報については、県と協議して決定した提出方法（excel を想定）により、随時更新をかけ、県が情報を求めた際 1 か月以内に最新の状況を報告すること。

(3) その他

「5 委託業務内容」のそれぞれの項目について、より事業目標に資するアイデア・手法がある場合は、提案書に理由を付して別の提案に代えることができる。

また、より良い提案が考えられる場合は、提案書に「5 委託業務内容」との効果の違いを明記した上で、異なる内容での提案も認めるものとする。

6 成果物

下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
5 に定める業務目標、K P I 等の進捗状況	月 1 回以上（データ及びミーティングにて定期報告）

スタートアップ・企業情報のリスト	県が報告を求めた日から 1 か月以内
5（1）に定めるアクセラレーションプログラムの進捗状況、各種イベントの開催報告	プログラムの進捗：月 1 回以上／イベント報告：開催日から 3 営業日以内
採択企業がユニコーン企業に成長するための支援計画書	採択企業決定後 1 か月以内
その他、この各業務において必要と思われる情報	随時
受託業務成果報告 (委託業務内容の成果を整理した資料)	業務完了日から 10 日以内

(注) 成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム(〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号) とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) ドキュメント類については、紙 1 部及び電子媒体で提供する。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。

なお、成果物以外で、本事業の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本事業における提案公募に対しては、応募することはできない。
- (2) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

8 委託料上限額

35,590,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。